

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	1年間継続して基準に従い 大気有害物質を排出している旨の確認	
根拠法令・条項	土壌汚染対策法第22条第6項 汚染土壌処理業に関する省令第5条第21号ロ	
所 管 課	環境保全部	環境対策課
審 査 基 準	<p>○土壌汚染対策法（抜粋） 第22条（略） 2～5（略） 6 汚染土壌処理業者は、環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に従い、汚染土壌の処理を行わなければならない。</p> <p>○汚染土壌処理業に関する省令（抜粋） （汚染土壌の処理に関する基準） 第5条 法第22条第6項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。 一～二十（略） 二十一 浄化等処理施設又はセメント製造施設からの大気中への大気有害物質の排出については、次によること。 イ 前条第1号ヲ①から⑥までに掲げる大気有害物質の量について、排出口において、温度が零度であって、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルにつき、当該①から⑥までに掲げる許容限度を超えて排出してはならないこと。 ロ 排出口における前条第1号ヲ①から⑥までに掲げる大気有害物質の量を3月に1回以上（1年間継続してイの規定に従って大気有害物質を排出している旨の確認を受けたときは、1年に1回以上）、令第1条第13号に掲げる大気有害物質及びダイオキシン類（汚染土壌の処理に伴ってダイオキシン類を生ずる可能性のある施設から排出されるものに限る。）の量を1年に1回以上、同号ヲの環境大臣が定める方法によりそれぞれ測定すること。 二十二～二十八（略）</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定しない
	標準処理期間を設定できない理由	これまでに実績がなく、また現時点で申請の見込みがないことから設定しない。